

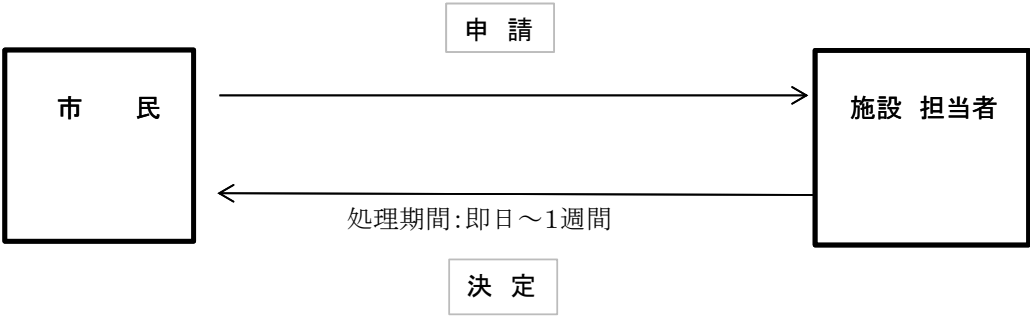
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 22

処 分 名	センター使用変更許可	
処 分 の 概 要	使用の変更を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市総合コミュニティセンター条例施行規則(昭和62年規則第2号)	
条 項	第6条	
所 管 課	スポーティングシティ推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日から1週間	
標 準 処 理 期 間	計 即日から1週間	
判 断 基 準	松山市総合コミュニティセンター条例第6条第1項の各号に該当しない場合。 ・公の秩序・善良の風俗を害する ・施設又は附属施設を損傷・滅失するおそれがある ・管理運営上支障がある ・その他市長が不相当と認める 【根拠法令等】 松山市総合コミュニティセンター条例施行規則 (使用の変更) 第6条 センターの使用を許可された者(以下「使用者」という。)が許可された事項を変更しようとするときは、直ちに、松山市総合コミュニティセンター施設使用変更申請書(第3号様式)に使用許可書を添えて市長に提出し、松山市総合コミュニティセンター施設使用変更許可書(第4号様式)の交付を受けなければならない。 ●審査基準 松山市総合コミュニティセンター条例 (使用制限) 第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設又はその付属施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。 (4) その他市長がその使用を不相当と認めるとき。 2 駐車施設を利用できる者の範囲は、センターを利用する目的で自動車を駐車する者とする。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。